

都内避難者の皆様への 定期便

2018

5月号

NO.148

都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

ふるさとからのお知らせ (P1~2)

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

現地の応援団より (P4)

東北で働く応援団をご紹介します。今月は、宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

「都内避難者相談拠点」のご案内 (P7)

東京都が実施する都内に避難されている方向けの総合相談窓口のご案内です。

東京しごとセンター (P9~10)

東京都が実施する就労相談などのご案内です。

「東日本大震災の記憶風化防止 イベント」開催レポート (P3)

2月に開催された「東日本大震災の記憶風化防止イベント」のレポートです。

都内の応援団より (P5~6)

都内に避難されている皆様の応援団をご紹介します。今月は、都内避難者相談拠点(総合相談窓口)です。

司法書士による面談・電話相談の ご案内 (P8)

東京司法書士会が実施する法律相談のご案内です。

次号の発送は、
平成30年6月1日を予定しています。

ふるさとからのお知らせ

今月は福島県からお知らせします。

高速道路の無料措置の延長等について

警戒区域等に居住されていた方

平成32年3月末まで延長されました

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置は、平成24年より、避難者の一時帰宅等を支援する目的で実施されています。

このたび、通行の迅速化と携帯性等の利便性向上のため、対象者に新たにカード（ふるさと帰還通行カード）を発行することとなり、現在、各市町村において申し込みを受け付けています。平成30年7月1日からはカードによる通行へ完全移行し、従前からの被災証明書等の提示による通行はできなくなりますので、早めに手続きを行ってください。

母子避難者等

平成31年3月末まで延長されました

原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置は、平成25年より、避難して二重生活となっている家族（※）の再開を支援する目的で実施されています。

注意 現在証明書をお持ちで、次に該当する世帯の方は、所定の手続きを行ってください。

手続きが必要な場合	必要な手続き
避難元の市町村へ帰還された場合	無料措置の対象外となるので、避難元市町村に証明書を返却してください。
子どもが平成29年度中に満18歳となった場合 ① 子どもが満18歳となった方みの場合 ② ①以外で支援対象となる子どもが避難している場合	①避難元市町村に証明書を返却してください（無料措置は平成30年3月末まで）。 ②支援対象の子どものみを記載した証明書の再発行を避難元市町村に申請してください。
証明書に記載の住所と現住所が異なる場合	証明書を発行した避難元市町村へ再申請してください（書換えのされていない証明書は無効です）。

※対象となるのは、震災発生時に福島県浜通り・中通り（警戒区域等を除く）に居住しており、避難して二重生活となっている母子避難者等（妊婦を含む）及び対象地域内に残る父親等であって、かつ、避難する子供が18歳以下であること。

問 【カードの申し込みに関すること】 避難元市町村

【その他全体に関すること】 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4157

医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長について

次に該当する国民健康保険及び後記高齢者医療の被保険者の方が医療機関で受診された場合の窓口負担（1～3割）の免除については、平成30年3月1日以降、次のとおり免除が延長されました。

詳細は、住民票のある市町村窓口にお問い合わせください。

◆ 免除を受けることができる対象者及び延長期間

対 象 者	延長期間
帰還困難区域等（※1）の住民の方、上位所得層（※2）を除く旧避難指示区域等（※3）の住民の方	平成31年2月28日まで

※1 「帰還困難区域等」とは、①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいいます。

※2 「上位所得層」とは、医療保険の高額療養費の上位所得の判定基準等を参考に設定されます（国民健康保険の例では、所得の合算額が633万円を超える世帯で、毎年7月に前年の所得をもとに判定）。

※3 「旧避難指示区域等」とは、平成25年度以前に指定が解除された（a）旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、平成26年度に指定が解除された（b）旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、平成27年度に指定が解除された（c）旧避難指示解除準備区域（楢葉町の一部）、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された（d）旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）の4つの区域等。

◆ その他

旧居住制限区域等の上位所得層（上記※2）の方、あるいは主たる生計維持者の死亡・行方不明、住家の全半壊などの要件に該当する方は、免除となる場合があるので、お住まい又は住所がある市町村等にお問い合わせください。

問 福島県庁 国民健康保険課 ☎ 024-521-7203

避難先情報の届出のお願い

避難先の変更などがありましたら情報をご提供ください。福島県や避難元市町村からのさまざまなお知らせをお届けするなど、避難先においても一定の行政サービスが受けられます。

情 報 提 供 先	
①	13指定市町村（※）から避難されている方 避難元の市町村
②	① 以外の市町村から避難されている方 避難先の市町村

※いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

問 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4250

東日本大震災の記憶風化防止イベント

復興応援・復興フォーラム2018 in 東京

2月17日(土)、東京国際フォーラムにて、東京都と東北4県(青森県、岩手県、宮城県、福島県)が共同で「東日本大震災の記憶風化防止イベント 復興応援・復興フォーラム2018 in 東京」を開催いたしました。

ステージイベントでは、小池都知事から「東京は、電力、食料、人材など多くを東北の地域に支えられて、今日の発展に至っている。このことを決して東京に住む私たちは忘れてはなりません。復興を遂げつつある被災地を訪問して、ご自身の目で見て感じていただく。被災地に思いを寄せて、被災地産の食材などを味わうなど、私たちにできることはいっぱいある。このイベントを通じて、都民と被災地の皆さんとの絆が一層深まることを祈念します。」と挨拶をし、イベントがスタート。続いて、小池都知事と村井宮城県知事により、震災記憶の風化防止をテーマにトークセッションを行ないました。

その後、宮城県石巻市「石ノ森萬画館」の木村仁統括部長から震災記憶の講話、また、東北4県からは、復興に向けた先進的取組の事例発表が行われました。クロージングセレモニーでは、野球評論家 野村克也氏から支援の呼びかけをいただきました。

ステージイベントの他にも、手づくり防災グッズワークショップやサバ・メシ(サバイバル・メシ)のデモンストレーションなど「家族で学べる体験イベント」や、地上広場での県産品販売・郷土料理の提供が行われ、たくさんの皆様に東北被災地を感じていただけるイベントとなりました。

東日本大震災から7年が経過しましたが、復興の道のりはいまだ途上です。

東京都は、これからも風化防止と支援の継続を呼びかけていきます。



小池都知事の挨拶



木村部長による「震災記憶の講話」



郷土料理の提供

現地の応援団より

東北で働く応援団をご紹介します。

今月は宮城県内に派遣されている東京都職員からです。

私は、昨年の4月から仙台にある東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所で働いており、宮城県内の各地で頑張る18人の東京都派遣職員をサポートしながら、派遣先自治体との調整、現地での情報収集などを行っています。各地を車で移動することが多い仕事ですが、昨年もこの季節は高速道路から一面に見える田んぼが一気に緑に変わり、その美しさに驚いたのをよく覚えています。1年を通して春の桜、夏の花火、秋の銀杏、冬の雪といった四季折々の美しさに触れつつ、仙台の七夕祭りや光のページェントといったイベントを楽しむなど、宮城を存分に感じています。

一方、私が着任してから1年の間にも復興が着実に進んでいます。女川や閑上などの各地で災害公営住宅の建設が進んでいるほか、南三陸町の復興商店街「ハマーレ歌津」が開業し、三陸自動車道も歌津ICまで延伸、気仙沼市内でも一部開通するなど、訪れるたびに復興の現場が少しずつ変わっていくのを見てきました。そして、昨年9月に南三陸町の新役場が完成したように、災害公営住宅の建設などが一区切りした一部の自治体では、ようやくプレハブの仮庁舎から建て直しが開始されています。まだ復興に時間が必要な市町もありますが、それでも少しずつ復興も段階が進んできていると感じられます。

東日本大震災の発生から7年が経ちましたが、今も東京都からの派遣職員は、土木工事や用地取得、企業復興支援、固定資産税評価など様々な分野で東北の復興に携わっています。現地事務所ともども頑張っていますので、よろしくお願いいたします。

東京都被災地支援岩手県・宮城県事務所（宮城県担当） 若林 孝介



南三陸町役場



SENDAI光のページェント

都内の応援団より

都内に避難されているみなさまの応援団をご紹介します。

今月は都内避難者相談拠点（総合相談窓口）です。

都内避難者相談拠点（総合相談窓口）をご存知ですか？

「都内避難者相談拠点」は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施している総合相談窓口です。東日本大震災により都内に避難されたみなさま一人ひとりの悩みをお伺いし、解決に向けたお手伝いをいたします。

「どこに相談すれば良いかわからない…」

「こんな事聞いても大丈夫かな？」

「心のうちを聞いて欲しい」

など、迷った際にはいつでもお電話下さい。匿名でも構いません。丁寧にお話をお伺いし、必要や状況に応じて、解決に向けたアドバイスや情報を提供します。



地下鉄飯田橋駅直結のセントラルプラザの5階にあります。



避難元の資料や、新聞等もご用意しています。



各被災県や広域避難者支援連絡会 in 東京などが開催しているイベントで、出張相談も実施しています。



相談員より

新緑の時期、いかがお過ごしでしょうか。長期にわたり避難生活を続けておられる皆様のご心労、お察し申し上げます。

私たち相談員は、都内に避難されている皆様に安心した生活を送っていただけるよう、様々なご相談、お悩みをお伺いしています。

平成29年7月号に続いて、今回も今まであったご相談をいくつかご紹介いたします。

エピソード① 30代女性

～東京でのこれまでの生活について～

避難者として6年以上東京で生活する中で感じてきた孤独感と、募る故郷への想い、都内で子育てをしていく上での大変さなどを話してくださいました。相談者は今まで誰も気持ちを分かってくれる人がいなかったと話されました。これまで積み重ねてきた生活のご苦労等をお聴きしたところ、今まで誰に話したら良いかわからなかったが、話を聞いてもらうだけで気持ちが楽になった、と話してくださいました。



エピソード② 50代女性

～生活保護の申請時期について～

持病があり仕事ができず今後に不安がある、生活保護をいつ申請したら良いか、というご相談でした。お話を伺っていくと、現在は貯金を少しずつ切り崩して生活費に充てていることや、今は治療に専念したいという想いが強いこと等を話してくださいました。生活保護の受給要件や申請手続きについて一つひとつご説明したところ、現状では、今すぐに生活保護を申請できないということをご理解いただきました。

今後はお身体を大事にしていいただきながらも、生活が立ち行かなくなりそうな時には、まずはお住まいの地域の担当窓口にご相談いただくよう連絡先をご案内しました。



わたしたちに、お気軽にご相談ください。あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

来室による直接のご相談も可能です。まずはお電話ください。地下鉄飯田橋駅直結のセントラルプラザ5階の大きな窓のある部屋でお待ちしております。

都内避難者相談拠点（総合相談窓口）

 **0120-978-885**

（受付時間） 平日 9:30～17:00

（住 所） 新宿区神楽河岸1-1 飯田橋セントラルプラザ5階

※来室される際は、事前にご連絡をお願い致します。



避難生活の悩み、一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

《都内避難者相談拠点》ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9:30～17:00

上記相談は、東京都の委託を受けて、
東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県 から都内に避難された方には
夜間相談窓口(福島県委託)もあります
《NPO医療ネットワーク支援センター》
受付時間：平日17:00～20:30
メー ル：soudan@medical-bank.org
☎ **03-6911-0584**

都内避難者相談拠点への交通アクセス

相談にお越しの際は、あらかじめご連絡ください。

【JR飯田橋駅から】

飯田橋駅西口を出たら右に曲がり、
最初の十字路を右に曲がり、右側前方のビルです。
低層用エレベーターで5階までお越し下さい。

【地下鉄飯田橋駅から

(有楽町線・東西線・南北線・大江戸線)】

「B2b」出口よりセントラルプラザの
1階に直結しています。

●所在地のご案内●



〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
飯田橋セントラルプラザ5階

避難元県の電話相談窓口

避難元県の復興状況や県の支援に関する情報
など、故郷に即したより詳しい話を聞きたい
場合は、こちらへご連絡ください。

※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県東京事務所

☎ **03-5212-9045 (代表)**

月～金曜日※ 9時15分～17時30分

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル

 **0120-303-059**

月～金曜日※ 9時～17時

岩手県に関するお問い合わせ

いわて内陸避難者支援センター

☎ **019-601-7640**

月～土曜日※ 9時～17時



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。5月号では、3月4日開催の原発ADR相談会で相談が多かった「時効」について説明いたします。

東電への損害賠償請求の消滅時効の特例とは？

Q まだ東電への請求をしていません。時効が10年になっていることは知っていますが、3月で原発事故から7年が経ったこともあり心配になってきました。

A 東京電力福島第一原発事故による損害賠償請求権の消滅時効が10年となっているのは、特例法（平成25年12月11日法律第97号）によるものです。

賠償請求権について、民法では、「損害を知った時から3年」と消滅時効の期間を定めていますが、特例法により、「損害を知った時から10年」とされました。

時効の起算点（いつから10年なのか）は、被害者が「損害を知った時から」となりますので、個別の事情により異なってきます。

また、消滅時効以外にも、請求権が消滅する「除斥期間」というものもあります。この除斥期間について、民法では「不法行為の時から20年」を経過した時も賠償請求権が消滅するとされていますが、特例法により、「損害が生じた時から20年」とされました。

この「消滅時効」と「除斥期間」のどちらかでも該当すれば、賠償請求権は消滅します。（消滅時効は、東電が援用するかによります。）

なお、賠償請求をする場合、損害の内容が分かる資料（領収書など）を用意しなければいけません。領収書が無くても、一定額が請求できる場合や、記憶を書き留めた記録が有効になる場合もあります。しかし、時間が過ぎると、資料の紛失や、損害に関わる記憶を思い起こすことが難しくなる可能性があります。ですので、請求はまだできない・したくないという方も、資料の再確認や記録を残すといったご準備をしておくことは大事かと思われます。

また、原発ADRでは、請求したい事のうちの一部だけ、先に請求することもできます。

面談による相談（予約制）

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。



東京都内で就業希望の皆様へ 私たちがその就職、お手伝いします！

全て無料で
ご利用
できます

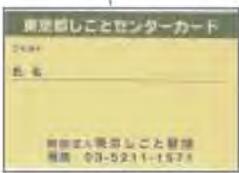
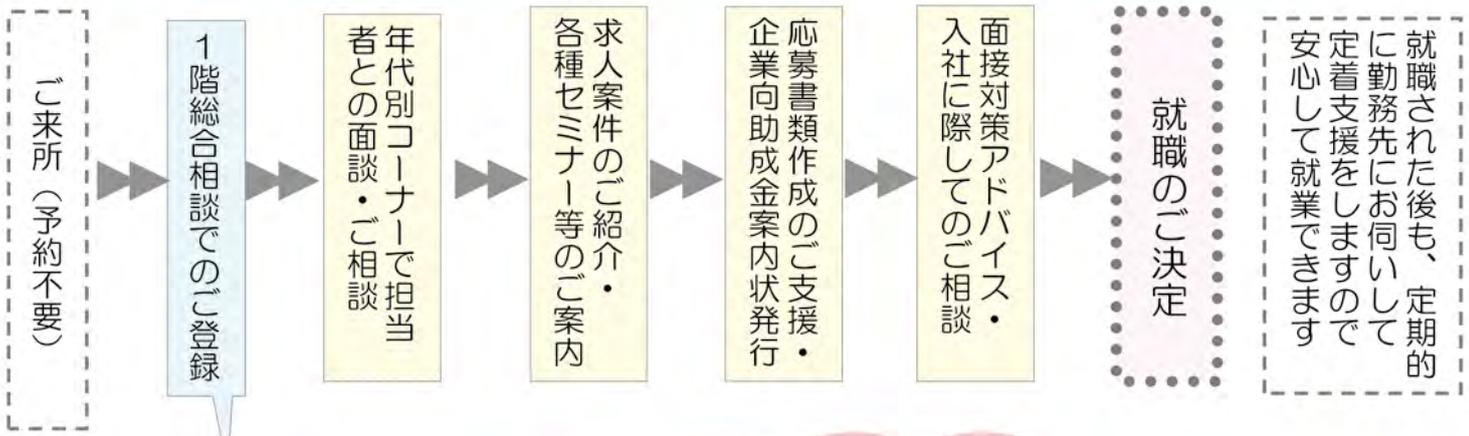
東京しごとセンターってどんなところ？



A 東京都が設置した、**くしごとに関するワンストップサービスセンター**です。

キャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナーなど、様々な就職支援サービスを実施しています。緊急就職支援事業とは、東日本大震災で被災された方向けのサービスで、**採用企業への助成金制度や職場定着支援制度などでご就業をサポートします！**

初回ご登録/相談から就職決定までの流れ



予約不要です。
お気軽にお越しください！



＊ ＊東京都緊急就職支援事業採用助成金制度について＊ ＊

東京都及び（公財）東京しごと財団では、東日本大震災により被災された方で都内での就業を希望される方を対象に「東京都緊急就職支援事業」を実施しています。

事業対象の方（事前に事業にご登録する必要がございます）を正社員又は6ヶ月以上の有期雇用として採用するとともに、就職後支援（職場定着支援）を6ヶ月受入れ、継続雇用している企業等に助成金を交付します。（支給要件あり）

就職が決定された皆様からのメッセージ

様々な年代の方たちが就職され、新たな出発をされています。



東日本大震災により離職を余儀なくされ家族で東京に避難しました。様々な気持ちを整理しつつ、ハローワークで仕事を探していましたが、今後の見通しが立ちませんでした。このまま東京に住むのか？それとも戻るのか？また震災前と仕事に対する考え方が変わってきていることを感じていました。「これから先どうするのか」「何をしたいのか」と答えの出ない日々を過ごしていました。

【誰かに相談したい、話を聞いてもらいたい。】その一心で東京しごとセンターを訪れました。

担当の方は、私の考えを尊重してくださり、親身にアドバイスをしてくれました。結果として登録から一ヶ月で思い描いた仕事に正社員として採用を頂きました。あの時、東京しごとセンターを訪ね、担当の方にお会いできて本当に良かったと心の底から思います。

30代 男性

【お問合せ先】

東京都が設置した雇用と就業を支援する施設です。

東京しごとセンター 緊急就職支援事業担当

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3

TEL:03-5211-3312 月～金曜日 9:00～17:00

利用料無料

予約不要

閉館2時間前までのご来所をお勧めします



飯田橋駅から
JR中央・総武線「東口」より徒歩7分
都営大江戸線・東京メトロ有楽町線・南北線
「A2出口」より徒歩7分
東京メトロ東西線「A5出口」より徒歩3分
水道橋駅から
JR中央・総武線「西口」より徒歩5分
九段下駅から
東京メトロ東西線「7番出口」より徒歩8分
東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線
「3番出口」より徒歩10分



東京しごとセンター

分類	問い合わせ内容	担当部署	連絡先	受付時間
総合	都内での避難生活全般に関する相談窓口	都内避難者相談拠点	0120-978-885	平日9時30分～17時
住宅	都営住宅の募集に関すること	J K K 東京＜東京都住宅供給公社＞都営住宅募集センター	03-3498-8894	平日9時～12時、13時～18時 (土日祝日を除く)
就学	公立小・中学校に関すること	教育庁地域教育支援部義務教育課	03-5320-6752	平日9時～17時
	転入学に関するお問い合わせ (都立高等学校)	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	03-5320-7854	平日9時～17時
	転入学に関するお問い合わせ (都立特別支援学校)	東京都特別支援教育推進室	03-5228-3433	平日9時～17時
	転入学に関するお問い合わせ (都立産業技術高等専門学校)	高専品川キャンパス管理課教務学生係	03-3471-6331	平日9時～17時
	私立学校の被災者支援助成金について のお問い合わせ (幼稚園、小学校、中学校、高等学校等)	生活文化局私学部私学振興課	03-5320-7708	平日9時～17時
子育て・家庭	子供自身や子育て家庭からの あらゆる相談	滞在先の地域の子供家庭支援センター	滞在先の区市町村の暮らしの便利帳を参照(注1)	
	ひとり親家庭のさまざまな相談	東京都ひとり親家庭支援センター	03-5261-8687	9時～16時30分 (年末年始を除く)
	保育施設に関するお問い合わせ	区市町村の保育担当	滞在先の区市町村の暮らしの便利帳を参照(注1)	
子ども	教育相談センター電話相談	東京都教育相談センター	03-3360-8008	平日 9時～21時 (閉庁日、年末年始を除く) 土日祝9時～17時
	いじめに関するご相談	東京都いじめ相談ホットライン	0120-53-8288	24時間365日
女性	緊急の保護や自立のために 支援が必要な女性の相談	東京都女性相談センター	03-5261-3110	平日9時～20時 (年末年始を除く)
		東京都女性相談センター多摩支所	042-522-4232	平日9時～16時 (年末年始を除く)
	暴力の防止と被害者支援および 女性の抱える悩みや 問題についての相談窓口	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	9時～21時 (年末年始を除く)
		女性のための電話相談・ふくしま	0120-207-440	月～金10時～17時 (祝日を除く)
若者	若者を対象とした相談窓口	東京都若者総合相談センター「若ナビα」	03-3267-0808	月～土11時～20時 (年末年始を除く)
	ひきこもりで悩んでいる若者や 家族等の相談窓口	東京都ひきこもりサポートネット	03-5978-2043	月～金10時～17時 (年末年始・祝日を除く)
	ネットや携帯電話に関する 各種トラブルについて相談できる窓口	東京都子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」	0570-783-184 03-5844-6847	平日9時～18時 土曜9時～17時 (年末年始・祝日を除く)
高齢者	介護保険サービス等、高齢者や その家族等の総合的な相談・支援	滞在先の地域の地域包括支援センター	滞在先の区市町村の暮らしの便利帳を参照(注1)	
障害者	障害福祉サービス等、障害者や その家族等の総合的な相談・支援	区市町村の障害者福祉担当	滞在先の区市町村の暮らしの便利帳を参照(注1)	
税	被災者に対する都税の 取扱いに関するお問い合わせ	主税局総務部総務課相談広報係	03-5388-2924	平日8時30分～17時
生活資金	生活福祉資金貸付	東京都社会福祉協議会	03-3268-7173	

分類	問い合わせ内容	担当部署	連絡先	受付時間
雇用	就職相談	東京しごとセンター	03-5211-3312	月～金曜日9時～17時 (年末年始・祝日を除く)
	福島での就職や移住・定住・二地域居住を考えている方の相談	福が満開、福しま暮らし情報センター	03-6551-2989	火～日10時～18時 (月、祝日及びお盆、年末年始を除く。日曜はセミナー開催日のみオープン)
	福島に戻って就職を希望されている方の相談	ハローワーク品川 福島就職支援コーナー	03-5419-8609 (部門コード43#)	平日8時30分～17時15分 (土日祝、年末年始は休み)
	雇用保険の失業給付等のお問い合わせ	住所を管轄するハローワーク		
医療・健康	滞在先の近くにある医療機関・休日に診療してくれる医療機関に関するお問い合わせ	医療機関案内サービスひまわり	03-5272-0303	
	放射線に関するお問い合わせ窓口	原子力規制庁	0120-988-359	平日8時半～18時15分 土日祝日8時半～12時
	放射能による健康不安等に関するお問い合わせ	滞在先の地域の保健所	滞在先の区市町村の暮らしの便利帳を参照(注1)	
	福島県「県民健康調査」に関するお問い合わせ	福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター	024-549-5130	9時～17時 (土日祝日を除く)
	臨床心理士による "こころの電話相談"	ほっとラインしゃくなげ東京	03-3813-9017	木曜日10～15時 (年末年始・祝日を除く)
	被災者相談ダイヤル“ふくここライン”	ふくしま心のケアセンター	024-925-8322	平日9時～12時、 13時～17時
その他	一時立ち入りの受付等のお問い合わせ	一時立ち入り受付コールセンター	0120-220-788	平日8時～20時 土日祝日8時～17時
	行政書士による賠償請求に関する情報提供、弁護士相談(電話・対面)の予約	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	0120-013-814	月～土10～17時 (年末年始を除く)
	原子力損害賠償等に関する相談	福島県原子力損害賠償等に関する相談窓口	024-521-8216	8時30分～17時15分 (土日祝日を除く) ※毎週水曜の13時～17時は、 弁護士による法律相談を実施
	原子力損害の賠償手続きに関する相談	東京電力 福島原子力補償相談室	0120-926-404	平日9時～19時 土日・祝日9時～17時
	原子力損害賠償紛争に関する相談	原子力損害賠償紛争解決センター	0120-377-155	平日10時～17時 (年末年始を除く)
	無料法律相談	司法書士ホットライン	03-3353-2700	月～金10時～15時45分
			042-540-0663	水・木17時～19時45分
	都営交通一日乗車券に関するお問い合わせ(高齢者、障害者対応)	都営交通お客様センター	03-3816-5700	9時～20時(年中無休)
	水道・下水道料金の減免に関するお問い合わせ	(23区内) 水道局お客さまセンター	03-5326-1101	8時30分～20時 (日曜・祝日を除く)
		(多摩地区) 水道局多摩お客さまセンター	0570-091-101 (ナビダイヤル) 042-548-5110 (ナビダイヤルをご利用できない場合)	
運転免許証再交付手数料の免除に関するお問い合わせ	府中運転免許試験場 鯉洲運転免許試験場 江東運転免許試験場	042-362-3591 03-3474-1374 03-3699-1151	平日8時30分～17時15分 (再交付の受付は、16時まで)	
各種手数料(運転免許証再交付手数料を除く。)の免除に関するお問い合わせ ※免除対象手数料については、警視庁ホームページの「東日本大震災に関する情報」を参照	最寄りの警察署			

(注1) 暮らし便利帳は、「暮らしのガイド」やその他の名前で呼ばれることもありますが、各区市町村が、住民向けに自治体の施設や手続などを案内している冊子です。分からない場合は、当該地域の区市町村にお問い合わせ願います。



全国避難者情報システムへの登録はお済みですか

避難された方で、避難先の市区町村や避難元の市町村の窓口へ、避難していることをまだご連絡されていない方は、避難先住所などを忘れずにご連絡ください。ご連絡をいただくことで、避難元の市町村から様々なお知らせをお届けできるようになります。

なお、避難先を変えられた方や、避難を終了された方も、同様に避難先・避難元の両市区町村へご連絡ください。

区市町村名	受付窓口	電話番号
千代田区	東日本大震災被災者総合相談窓口	03-3264-2111 (内線3950)
中央区	①区民生活課 総合窓口係 (区役所) ②日本橋特別出張所 区民係 ③月島特別出張所 区民係	①03-3546-5322 (直通) ②03-3666-4253 (直通) ③03-3531-1153 (直通)
港区	①芝地区総合支所区民課 ②麻布地区総合支所区民課 ③赤坂地区総合支所区民課 ④高輪地区総合支所区民課 ⑤芝浦港南地区総合支所区民課	①03-3578-3111 ②03-3583-4151 ③03-5413-7011 ④03-5421-7611 ⑤03-3456-4151
新宿区	地域文化部戸籍住民課住民記録係	03-5273-3506
文京区	区民部区民課	03-5803-1170
台東区	総務部危機・災害対策課	03-5246-1092
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	03-5608-6199
江東区	総務部危機管理課被災者支援担当	03-3647-8638
品川区	総務部危機管理室危機管理担当	03-5742-6625
目黒区	戸籍住民課住民記録係	03-5722-9350
大田区	区長政策室区民の声課	03-5744-1135
世田谷区	危機管理室災害対策課	03-5432-2266
渋谷区	危機管理対策部防災計画課	03-3498-9409
中野区	区民サービス管理部区民サービス分野区民相談担当	03-3228-8802
杉並区	区民生活部区民課管理係	03-3312-2111
豊島区	区民部総合窓口課	03-4566-2331
北区	危機管理室危機管理課	03-3908-1121
荒川区	戸籍住民記録課	03-3802-3111 (内線2353)
板橋区	区民文化部戸籍住民課	03-3579-2201
練馬区	危機管理室危機管理課庶務係	03-5984-2762
足立区	①戸籍住民課窓口サービス係 (区役所) ②伊興区民事務所 ③梅田区民事務所 ④興本区民事務所 ⑤江南区民事務所 ⑥江北区民事務所 ⑦佐野区民事務所 ⑧鹿浜区民事務所 ⑨新田区民事務所 ⑩千住区民事務所 ⑪竹の塚区民事務所 ⑫舎人区民事務所 ⑬中川区民事務所 ⑭西新井区民事務所 ⑮花畑区民事務所 ⑯東綾瀬区民事務所 ⑰保塚区民事務所	①03-3880-5867 ②03-3899-1048 ③03-3880-5381 ④03-3889-0457 ⑤03-3912-9351 ⑥03-3890-4201 ⑦03-3628-3271 ⑧03-3853-2301 ⑨03-3919-7126 ⑩03-3882-1133 ⑪03-3883-1400 ⑫03-3899-4014 ⑬03-3605-8471 ⑭03-3890-4331 ⑮03-3884-4451 ⑯03-3620-1951 ⑰03-3858-9870
葛飾区	地域振興部防災課災害対策係	03-5654-8223
江戸川区	生活振興部地域振興課コミュニティ係	03-5662-0515

区市町村名	受付窓口	電話番号
八王子市	生活安全部防災課	042-620-7207
立川市	市民生活部市民課	042-528-4311
武蔵野市	市民部市民課	0422-60-1839
三鷹市	総務部相談・情報課	0422-44-6600
青梅市	健康福祉部生活福祉課	0428-22-1111 (内線2197)
府中市	政策総務部広報課 (市民相談室)	042-366-1711
昭島市	企画部企画政策室企画調整担当	042-544-5111 (内線2376)
調布市	市民部市民課	042-481-7041
町田市	市民部市民課総務係	042-724-4225
小金井市	総務部地域安全課防災消防係	042-387-9807
小平市	市民部市民課	042-346-9804
日野市	総務部防災安全課安全安心係	042-585-1100
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111 (内2433)
国分寺市	福祉保健部地域福祉課	042-325-0111 (内線566)
国立市	行政管理部防災安全課	042-576-2111 (内線145~147)
福生市	総務部安全安心まちづくり課防災係	042-551-1638 (直通) 042-551-1511 (内線2322)
狛江市	総務部安心安全課	03-3430-1190
東大和市	総務部防災安全課	042-563-2111 (内線1352)
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769
武蔵村山市	健康福祉部地域福祉課	042-565-1111 (内線153)
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802
稲城市	市民部市民課	042-378-2111
羽村市	市民生活部防災安全課防災係	042-555-1111 (内線207)
あきる野市	企画政策部企画政策課	042-558-1111
西東京市	市民部市民課受付係	042-460-9820
瑞穂町	住民部地域課安全係	042-557-7610
日の出町	町民課窓口サービス係	042-597-0511 (内線282)
檜原村	総務課総務係	042-598-1011
奥多摩町	企画財政課	0428-83-2360
大島町	防災対策室防災係	04992-2-0035
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	総務課行政係	04992-5-0240
神津島村	総務課行政係防災担当	04992-8-0011
三宅村	総務課防災危機管理係	04994-5-0935
御蔵島村	総務課総務係	04994-8-2121
八丈町	総務課庶務係	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
小笠原村	総務課総務係	04998-2-3111

被災地支援に関するイベント情報、避難されている皆様への
情報提供などについて、ツイートしています。



○復興支援対策部のアカウント
@tocho_fukko
https://twitter.com/tocho_fukko

定期便や各種支援情報につきましては、
インターネットでもご覧になれます。

(“都内に避難されている皆様へ”と検索すると、ご覧いただけます。)

都内に避難されている皆様へ 検索



ホームページ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>

※都庁第一本庁舎3階にある「都内避難者情報コーナー」でも、地元紙の閲覧や各種支援情報の提供を行っていますのであわせてご利用ください。
(開設時間平日9時～18時)



～都内避難者支援課からのお願い～

定期便に関するお問い合わせは以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者相談拠点

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9:30～17:00

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9:00～17:00

発送元

東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

印刷物規格第6類
印刷番号 (30) 131

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。